

令和7年度 大石田町住宅リフォーム工事基準点算出表

別表第1

1-1 やまがた省エネ健康住宅認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
1-2 外部に面する住宅の開口部に別表第5(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
1-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
1-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第5(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
1-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点

別表第2

2-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点	
2-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
2-3(1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所	m ² 箇所 箇所 箇所	点 点 点 点	
2-4(1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所	m ² 箇所 箇所	点 点 点	
2-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	2点/m 2点/箇所	m 箇所	点 点	
2-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)	(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² m ² 箇所	点 点 点
2-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	点 点 点 点 点
2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	箇所	点	
2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	

別表第3

3-1(1) 雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事 (3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	2.5点/箇所 累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点 1階分につき5点	箇所 m m 階分	点 点 点 点
3-2(1) 屋根の勾配を大きくする工事(概ね3寸勾配以上) (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事(例:茅葺きや瓦からカラー鋼板(塗装鋼板)へ屋根材を交換する工事。※塗装の塗り替えやふき替え等の更新は要件工事の対象外です。) (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所	箇所 箇所 箇所	点 点 点
3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点

別表第4

住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³	点
合計			点

※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります。

別表第5

(1) 別表第1で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率(W/m ² ·K)
外窓交換	3.5以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表第1で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値(m ² ·K/W)
屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上